



赤い羽根福祉基金 特別プログラム
しのはらよしこ
令和 7 年度「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」
助 成 申 請 要 項

1. 趣 旨

「こども食堂」はここ数年で全国的な広がりを見せ、一般的な認知も広がってきています。一方で、始まった当初の「困窮状態にある子ども」の支援に加え、さまざまな理由により生活に困難を抱える地域住民全般を対象とした支援や、地域における居場所など、その機能や役割は多様化してきています。

「こども食堂」の活動は本来的にボランティアに行われてきたものであり、活動を持続させるため、食材費や開催場所の賃料などの経常的な運営に係る費用等は、多くの場合寄付や寄贈を含めた自主財源によって賄われています。その一方で、「こども食堂」そのものを広めていくための啓発活動や地域における「こども食堂」のネットワークづくり、個々の「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入などは一時的な助成金による支援が必要とされています。

本助成では、そのような「こども食堂」で臨時的な支援が必要とされる活動を対象に助成します。

なお、本助成は、社会福祉法人中央共同募金会に寄せられた一般財団法人篠原欣子記念財団からの資金を原資として、赤い羽根福祉基金助成のプログラムの一つとして実施するものです。

2. 実施主体

社会福祉法人 北海道共同募金会

3. 助成事業の対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※令和 7 年度内に実施された活動(事業)であれば、遡及して助成対象としますが、令和7年12月～令和8年3月に実施される活動(事業)を重視します。

4. 助成の対象となる団体

- ・北海道内で活動する「こども食堂」を運営する非営利団体(法人格の有無は不問)
※営利企業は対象外
- ・団体としての活動実績が6ヶ月以上ある団体であること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成の対象となる活動

「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入など、臨時的に必要な費用を対象とします。

(通常時の活動に係る経費のみの応募は対象外となります)

《想定する事業例》

- ・こども食堂におけるイベント開催
- ・こども食堂における大型備品導入
- ・こども食堂のネットワーク拡大、啓発活動
- ・そのほか、現在のこども食堂での活動に加え新たに取り組む活動

例) こども食堂の利用対象者を広げて活動実施、こども食堂における学習支援を新たに実施 等

助成金対象経費

- ・消耗品
- ・備品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費 等

助成金対象外となる経費

- ・事業に係る人件費、謝金
- ・通常時の活動に必要な経費(食材の購入費や賃料等)のみの申請
※通常時の活動だけでなく、イベント開催など、新たに取り組む活動と組み合わせた申請は対象とします
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)
- ・ボランティアへの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間(令和7年4月～令和8年3月)外の活動に関する経費

6. 1件あたりの助成金額

1件あたりの助成金額は5万円以上とし、上限額は10万円とします。

(助成申請額は「万円単位」とします)

助成総額は45万円を予定しています。

7. 助成の決定

本会において申請内容を確認し、配分委員会により決定します。

審査の結果、不採択や申請額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8. 申請方法・結果通知

(1) 申請方法・申請受付期間

以下(2)に記載の「申請書類」を申請受付期間内に北海道共同募金会へ郵送等にて提出してください。

■提出先

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる 2.7 4 階

社会福祉法人 北海道共同募金会

■申請受付期間 令和7年11月4日(火)～令和7年11月28日(金)

(2) 申請書類

- ・助成申請書
- ・定款もしくは会則および役員名簿
- ・令和 6(2024)年度の事業報告書および決算書
- ・令和 7(2025)年度の事業計画書および予算書
- ・団体の活動がわかる既存の資料(チラシ、パンフレット等)
- ・【備品購入の場合のみ】購入予定の備品の見積書またはカタログのコピー

(3) 助成結果の通知・公表、助成金の送金

助成結果の通知・公表は令和7年12月10日頃、助成金の送金は令和7年12月下旬を予定しています。

9. 助成決定後の留意点

(1) 活動内容の紹介

本助成は、一般財団法人篠原欣子記念財団からのご寄付によって行われるものであり、同財団に対して助成事業の進捗状況や結果を随時報告します。

また、本助成による活動状況や成果をホームページ・SNS等により発信していただくとともに、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には本助成による事業であることを必ず表示してください。

(2) 助成事業の変更・中止

申請時の事業内容に変更が生じた場合は、事業実施・完了前に当会へご相談ください。事前の相談なく事業内容を変更し事業実施ならびに完了した場合は、助成金を返還していただく場合があります。

また、やむなく事業を中止する場合においても、速やかに当会へご連絡ください。

(3) 助成事業の完了報告

本助成金による活動の完了後、速やかに所定の「事業完了報告書」を提出してください。詳しくは助成金決定の通知にてお知らせいたします。

なお、報告内容に不備や不正等があった場合は、助成金を返還していただく場合があります。

10. 中央共同募金会への情報提供について

本助成は一般財団法人篠原欣子記念財団からの「赤い羽根福祉基金」(実施:中央共同募金会)への寄付金を財源として実施します。

そのため、申請いただいた内容について、中央共同募金会と共有させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

11. 問い合わせ・申請書送付先

本助成金についてご不明な点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 北海道共同募金会 (担当: ^{おおさく ふじなが} 大作・藤永)

〒060-0002

北海道札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる 2.7 4 階

電話 011-231-8000

Eメール dokyobo@akaihane-hokkaido.jp